

# 平成28年度 第4回臨時庁議要旨

日時：平成29年3月1日（水）  
午後5時～午後5時20分  
会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者負担額免除措置の継続について （健康部）

被災した要介護者（要支援者）は、いまだに震災の影響で経済的に困難な状況が続いている方も多く、この時期に免除措置を終了することは、介護を受ける機会を奪うことにつながるおそれがある。

被災者の経済的な負担軽減及び介護サービス利用機会の確保を図ることを目的として、介護保険サービス利用者負担額の免除を継続するもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 介護保険サービス利用者負担額免除対象者

平成28年度と同様

ア 大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯

イ 主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯

##### ② 介護保険サービス利用者負担額の免除期間

#### (2) 今後の予定

平成29年3月 市議会第1回定例会に補正予算を提案、東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額の免除に関する要綱の一部改正  
（施行予定年月日：平成29年4月1日）

### 2 石巻市小学校入学祝金について（福祉部）

宮城県では、市町村が実施する小学校入学祝金に対する補助制度を平成29年度から実施することとしており、本市においても少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、補助事業を活用した小学校入学祝金支給事業に早急に取り組む必要がある。

第3子以降の子を監護する保護者等に対して小学校入学祝金を支給することにより、少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

① 概要

第3子以降の子が小学校に入学する年の5月1日に、市内に住所を有する保護者等に対して入学祝金を支給する。

② 入学祝金の額

子1人につき3万円とする。

③ その他

ア 対象児童の入学先は、国公立・私立学校の別は問わず、市内に在住する全ての児童を対象とする。

イ 生活保護受給世帯、就学援助費受給世帯についても、併給を可能とする。

ウ 対象世帯に対する所得制限は設けない。

エ 対象児童の兄弟の年齢による制限は行わない。

(2) 今後の予定

平成29年3月 石巻市小学校入学祝金支給要綱の制定(平成29年4月1日施行)

市議会第1回定例会に補正予算を提案

5月 申請受付開始

[その他]

なし

以 上